

兵庫丹波ブランド農産物新商品開発応援事業の グループインタビュー業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、兵庫丹波ブランド農産物等を活用した新商品開発及び販売促進の取組みを支援するにあたり、開発事業者が消費者ニーズを把握し、商品のブラッシュアップを図ることを目的として、阪神地域の消費者モニターへグループインタビューを実施する。

本実施要領は、調査企画設計、モニターリクルーティング、実査、インタビュー報告書作成に係る業務を委託するにあたり、必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業 務 名 兵庫丹波ブランド農産物新商品開発応援事業のグループインタビュー業務
- (2) 業務内容 別に定める「兵庫丹波ブランド農産物新商品開発応援事業のグループインタビュー業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年1月29日（金）まで
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 委託金額 1,368,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする

3 応募

(1) 応募資格

民間企業、NPO法人、公益法人、その他の法人または法人以外の団体であって企画提案した事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、以下に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 業務に関するノウハウを有し、グループインタビューの企画、運営に関する業務実績が10年以上あり、対象条件に応じた参加者募集、リクルーティング、また報告書の作成から納品まで、一貫して業務が行えること。

イ 当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有し、かつ個人情報適切に管理できる体制を有すること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 本件公募開始日から企画提案書の提出までの間に、兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと（契約締結後においても同様の取扱いとする）。

オ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）に規定する、次に掲げる者に該当しないこと。

(ア) 条例第2条第1号で規定する暴力団

(イ) 条例第2条第3号で規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ウ) 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(エ) 次のいずれかに該当する者

a 法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を

- 加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- c 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- d 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- e 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- カ オに該当する者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。

(2) 応募方法

ア 応募期限

令和8年9月7日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

提出方法は、下記（4）の提出先に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。郵送又は電子メールの場合は、必ず電話により受信を確認すること。電子メールの場合は、件名に「グループインタビュー業務委託プロポーザル企画提案書の提出」と記載すること。

(3) 提出書類及び部数

提出書類は以下のものとし、A4版とする。（A3折り込み可。枚数任意）とする。

- ア 兵庫丹波ブランド農産物新商品開発応援事業のグループインタビュー業務委託参加表明書兼誓約書（様式1）
- イ 提案者概要（様式2）、会社業務実績調書（様式2_別紙1）
- ウ 企画提案書（様式3）
- エ 経費積算見積書（任意様式4）
- オ 誓約書（様式5）
- カ 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
- キ 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
- ク 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）
- ケ 県税に関する納税証明書（県税事務所が発行する「納税証明書（3）」（認証年月日が申請日3ヶ月以内のもの））
- コ その他、提案者の概要がわかるパンフレット、企画提案の補足資料等

(4) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波農林振興事務所農政振興課
〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688
TEL：0795-73-3796
Mail: Tanbanorin@pref.hyogo.lg.jp
＊郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

(5) その他

- ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 提出書類は、本プロポーザルの審査のためにのみ使用する。
- ウ 提出書類は返却しない。

- エ 提出書類は非公開とする。なお、採用された提出書類、団体名等については、応募者の承諾を得た上で、公開する場合がある。

4 審査等

(1) 審査方法

- ア 提案された企画を審査するため、プロポーザル審査会（以下「審査会」という）を設置する。
- イ 提出書類内容に基づき書類審査の上、業務を委託する者を選定する。
- ウ 必要に応じて事務局から聞き取りを行う場合があるため、結果通知までの間、提案内容を説明できる者に事務局から連絡がとれるように配慮すること。
- エ 本プロポーザルに参加する者が1者となった場合でも選考は実施する。

(2) 結果通知

審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

(3) 失格

次の各項目に該当する行為があった場合は、失格とすることがある。

- ア 事務局を通じないで、県関係者に対しプロポーザルに関する問い合わせをした場合
- イ 審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- ウ 応募書類が仕様書に示された事項を満たしていない場合
- エ その他直接または間接に公平な審査に支障を来す場合

5 業務委託

委託予定者を決定した場合は、改めて業務委託内容について協議の上、詳細を決定し委託契約する。その場合に、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。

6 その他

プロポーザルに関する問い合わせについては以下のとおりとする。

- (1) 質問期限 令和8年9月7日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法 郵送又はメール
- (3) 質問様式 任意様式（質問要旨に加え、必ず「団体名」「所在地」「担当者名」「連絡先電話番号」「メールアドレス」を記載のこと）
- (4) 回答方法 郵送またはメールにより随時回答

7 問い合わせ先

兵庫県丹波県民局 丹波農林振興事務所 農政振興課
〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688
TEL：0795-73-3796

附 則

この要領は、令和8年8月14日から施行し、令和9年1月29日をもって廃止する。